

港湾法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する開発保全航路については、港湾法施行令（昭和26年政令第4号。以下「令」という。）別表第二でその区域を指定され、法第43条の6の規定に基づき国土交通大臣が開発及び保全を行っています。

開発保全航路のうち、備讃瀬戸航路においては、海上交通安全法上の航路の周辺の浅瀬からの土砂の流入等に対応するための工事を行う必要があること等から、当該開発保全航路の区域を拡大する必要があります。

2. 概要

令別表第二を改正し、備讃瀬戸航路について、開発保全航路の区域を拡大します。



3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成21年12月上旬
施	行	平成21年12月中旬